

○経済産業省告示第二十九号

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）第二十九条の規定に基づき、平成十七年経済産業省告示第六十一号（鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等）の一部を次のように改正する。

令和三年三月一日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(放射線業務従事者等の線量限度)	(放射線業務従事者等の線量限度)

第五条 「略」

2 規則第二十九条第一項第三号の経済産業大臣が定める放射線業務従事者の線量限度は、等価線量については、次のとおりとする。

一 眼の水晶体については、令和三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間につき百ミリシーベルト及び一年間につき五十ミリシーベルト

二・三 「略」

3 「略」

(線量の測定)

第九条 規則第二十九条第一項第十三号イに規定

第五条 「略」

2 規則第二十九条第一項第三号の経済産業大臣が定める放射線業務従事者の線量限度は、等価線量については、次のとおりとする。

一 眼の水晶体については、一年間につき百五十ミリシーベルト

二・三 「略」

3 「略」

(線量の測定)

第九条 規則第二十九条第一項第十三号イに規定

する外部被ばくによる線量は、次により測定すること。

一 「略」

二 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分(前号において腹部について測定することとされる女子にあつては腹部及び大たい部から成る部分)以外の部分である場合にあっては、同号による測定に加え、当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、一センチメートル線量

する外部被ばくによる線量は、次により測定すること。

一 「略」

二 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分(前号において腹部について測定することとされる女子にあつては腹部及び大たい部から成る部分)以外の部分である場合にあっては、同号のほか当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、一センチメートル線量当量及び七十

当量及び七十マイクロメートル線量当量(中性子線については、一センチメートル線量当量)を測定すること。

三 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合にあつては、前二号による測定に加え、当該部位について、七十マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。

四 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、第一号から第三号の測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位について三ミ

マイクロメートル線量当量(中性子線については、一センチメートル線量当量)を測定すること。

三 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合にあつては、前二号のほか、当該部位について、七十マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。

〔新設〕

リメートル線量当量を測定することにより行うことができる。

2 4 「略」

(実効線量等の算定)

第十条 規則第二十九条第一項第十四号に規定する実効線量及び等価線量については、次により算定するものとする。

一 「略」

二 等価線量は、次のとおりとする。

イ 「略」

ロ 眼の水晶体の等価線量については、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線

2 4 「略」

(実効線量等の算定)

第十条 規則第二十九条第一項第十四号に規定する実効線量及び等価線量については、次により算定するものとする。

一 「略」

二 等価線量は、次のとおりとする。

イ 「略」

ロ 眼の水晶体の等価線量については、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメ

量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切なもの

ハ 「略」

三 「略」

2 規則第二十九条第一項第十五号の経済産業大臣が定める五年間については次のとおりとする。

一 実効線量については、平成十三年四月一日及びその五年後ごとの四月一日を始期とする五年間

二 眼の水晶体の等価線量については、令和三年四月一日及びその五年後ごとの四月一日を始期とする五年間

メートル線量当量のうち、適当な方

ハ 「略」

三 「略」

2 規則第二十九条第一項第十五号の経済産業大臣が定める五年間は、平成十三年四月一日及びその五年後ごとの四月一日を始期とする五年間とする。

別表第一（第六条、第八条、第九条及び第十条関係）

放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度等

核種	放射性物質の種類	第一欄
化学形等	「略」	第二欄
	「略」	第三欄
	「略」	第四欄
	「略」	第五欄
	「略」	第六欄

別表第一（第六条、第八条、第九条及び第十条関係）

放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度等

核種	放射性物質の種類	第一欄
化学形等	「略」	第二欄
	「略」	第三欄
	「略」	第四欄
	「略」	第五欄
	「略」	第六欄

102Ag		101Ag	
物及び水酸化物、酸化	硝酸塩、硫酸	物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	硝酸塩、硫酸
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

102Ag		101Ag	
物、水酸化物、酸化	硝酸塩、硫酸	銀 物及び金属	硝酸塩、硫酸
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	103Ag	[略]	[略]
[略]	[略]	硝酸塩、硫酸物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	[略]	化合物以外の化合物並びに金属銀
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	103Ag	[略]	[略]
[略]	[略]	硝酸塩、硫酸物、水酸化物及び金属銀	[略]	物及び金属銀
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

^{104}Ag	$^{104\text{m}}\text{Ag}$
硝酸塩、硫酸物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並び	硝酸塩、硫酸物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並び
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

^{104}Ag	$^{104\text{m}}\text{Ag}$
硝酸塩、硫酸物、酸化物、水酸化物及び金属銀	硝酸塩、硫酸物、酸化物、水酸化物及び金属銀
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

105mAg		[略]		105Ag		[略]	
化物、酸化	硝酸塩、硫		[略]	化物、酸化	硝酸塩、硫		[略]
[]	[略]	[]	[略]	[]	[略]	[]	[略]
[]	[略]	[]	[略]	[]	[略]	[]	[略]
[]	[略]	[]	[略]	[]	[略]	[]	[略]
[]	[略]	[]	[略]	[]	[略]	[]	[略]
[]	[略]	[]	[略]	[]	[略]	[]	[略]

105mAg		[略]		105Ag		[略]	
化物、酸化	硝酸塩、硫		[略]	化物、酸化	硝酸塩、硫		[略]
[]	[略]	[]	[略]	[]	[略]	[]	[略]
[]	[略]	[]	[略]	[]	[略]	[]	[略]
[]	[略]	[]	[略]	[]	[略]	[]	[略]
[]	[略]	[]	[略]	[]	[略]	[]	[略]
[]	[略]	[]	[略]	[]	[略]	[]	[略]

[略]		^{106}Ag		[略]
[略]	に 金属銀	化合物並び	化物以外の	物及び水酸
[略]			化物、酸化	硝酸塩、硫
[略]			物及び水酸	
[略]				
[略]				
[略]				
[略]				
[略]				

[略]		^{106}Ag		[略]
[略]	銀	物及び金属	物、水酸化	物、水酸化
[略]			化物、酸化	硝酸塩、硫
[略]				
[略]				
[略]				
[略]				
[略]				
[略]				

^{108}Ag	[略]	$^{106\text{m}}\text{Ag}$
硝酸塩、硫酸物、酸化物及び水酸化物以外の	[略]	硝酸塩、硫酸物、酸化物及び水酸化物以外の
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

^{108}Ag	[略]	$^{106\text{m}}\text{Ag}$
硝酸塩、硫酸物、酸化物及び水酸化物及び金属	[略]	硝酸塩、硫酸物、酸化物、水酸化物及び金属
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

^{109m}Ag	[略]	^{108m}Ag	[略]
硝酸塩、硫	[略]	硝酸塩、硫 化物、酸化 物及び水酸 化物以外の 化合物並び に金属銀	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

^{109m}Ag	[略]	^{108m}Ag	[略]
硝酸塩、硫	[略]	硝酸塩、硫 化物、酸化 物、水酸化 物及び金属 銀	銀
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

		110As	
化物、酸化	〔略〕	〔略〕	〔略〕
物及び水酸	〔略〕	〔略〕	〔略〕
化物以外の	〔略〕	〔略〕	〔略〕
化合物並び	〔略〕	〔略〕	〔略〕
に金属銀	〔略〕	〔略〕	〔略〕

		110As	
化物、酸化	〔略〕	〔略〕	〔略〕
物、水酸化	〔略〕	〔略〕	〔略〕
物及び金属	〔略〕	〔略〕	〔略〕
銀	〔略〕	〔略〕	〔略〕

¹¹¹ Ag			^{110m} Ag		
物及び水酸化	化物、酸化	硝酸塩、硫酸	[略]	[略]	[略]
[]	[]	[]	[]	[]	[]
[]	[]	[]	[]	[]	[]
[]	[]	[]	[]	[]	[]
[]	[]	[]	[]	[]	[]
[]	[]	[]	[]	[]	[]

¹¹¹ Ag			^{110m} Ag		
物、水酸化	化物、酸化	硝酸塩、硫酸	[略]	[略]	[略]
[]	[]	[]	[]	[]	[]
[]	[]	[]	[]	[]	[]
[]	[]	[]	[]	[]	[]
[]	[]	[]	[]	[]	[]
[]	[]	[]	[]	[]	[]

[略]		11mAg		[略]	
[略]	[略]	に金属銀	化合物並び	化合物並び	化物以外の
[略]	[略]		化物及び水酸	硝酸塩、硫	
[略]	[略]		化物、酸化		
[略]	[略]				
[略]	[略]				
[略]	[略]				

[略]		11mAg		[略]	
[略]	[略]	銀	物及び金属	硝酸塩、硫	物及び金属
[略]	[略]		物、水酸化	化物、酸化	
[略]	[略]				
[略]	[略]				
[略]	[略]				
[略]	[略]				

^{112}Ag	^{113}Ag
硝酸塩、硫	硝酸塩、硫
化物、酸化	化物、酸化
物及び水酸	物及び水酸
化物以外の	化物以外の
化合物並び	化合物並び
に金属銀	
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

^{112}Ag	^{113}Ag
硝酸塩、硫	硝酸塩、硫
化物、酸化	化物、酸化
物、水酸化	物、水酸化
物及び金属	物及び金属
銀	銀
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

^{115}Ag	[略]	$^{113\text{m}}\text{Ag}$	[略]
化物、酸化	硝酸塩、硫	に金属銀	に金属銀
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

^{115}Ag	[略]	$^{113\text{m}}\text{Ag}$	[略]
化物、酸化	硝酸塩、硫	銀	物、水酸化物及び金属
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 表中の「」は注記である。

			物及び水酸
		化物以外の	
		化合物並び	
		に金属銀	

			物、水酸化
		物及び金属	
		銀	

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。